一　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であって、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

二　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であって、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

三　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であって、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

四　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の施行に関する事務のうち検査に関すること（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号、第四号、第五号、第八号、第九号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる業務のうち貸付け及び出資に関する検査に関する事務に限る。）。

五　独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行に関する事務のうち検査に関すること（同法第十七条第一項第一号及び第二号の規定による業務の委託に関する検査に関する事務に限る。）。

3　中小企業金融検査室に、室長を置く。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年七月二十五日から施行する。